

土地改良施設管理基準

- ダム編 -

基準（案）及び基準の運用（案）対比表

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|--|--|---|
| <p>1 基準の位置付け この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築されたダムの管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p> | <p>1.1 基準の運用の位置付け この基準の運用（以下「運用」という。）は、国営造成施設の管理に当たり、土地改良施設管理基準 - ダム編 -（以下「基準」という。）を適用する際の運用について定めるものである</p> <p>1.2 基準の適用範囲 この基準は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定により行われた国営土地改良事業によって新築又は改築（ここで改築とは、施設全体にわたる改造工事をいう。）された農業用水の利用を目的とするダム（他の目的を併せ持つ場合を含む）について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条 1 項、第 5 条 1 項又は第 100 条第 1 項の規定により指定を受けた一級河川、二級河川又は準用河川において設けられた基礎地盤から堤頂までの高さが 15 m 以上のダムについて適用する。また、その他の場所に設けられた国営土地改良事業によって新築又は改築されたダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが 15 m 以上のものについては、必要に応じて適用する。</p> | <p>第1章 総則 1.1 基準の趣旨 この基準は、土地改良事業で新築又は改築されたダムの管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p> <p>1.2 基準の適用範囲 この基準は、農業用水の補給を目的として、一級河川、二級河川又は準用河川において設けられた高さが 15 m 以上のダムについて適用する。</p> |
| <p>2 管理の基本 ダムの管理は、ダムの機能を適正に発揮させるとともに、その機能を環境との調和に配慮しつつ維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うことを基本とする。 この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p> | <p>2.1 管理の基本 ダムの管理運用の基本は、ダムが有する流水の貯留機能、流水に対する調節機能、取水機能を適正に発揮させるとともに、これらの機能を環境との調和に配慮しつつ維持保全することが必要である。また、ダムの堤体及びその他の構造物、基礎地盤、貯水池並びに貯水池周辺地山の安全性を確保するとともに、ダムより下流の安全に配慮して行わなければならない。</p> | <p>1.3 管理の基本 管理は、ダムの機能を適正に発現させるとともに、その機能を維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うこととする。この場合、関係法令等を遵守しなければならない</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|--|---|---|
| <p>3 管理の組織及び体制 ダムの管理に当たっては、当該ダムの受益者等からなる組織を設け、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。 管理者は、この決定事項に従って管理運用を行うものとする。 また、管理技術の向上に努めるとともに、ダムの機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p> | <p>3 . 1 管理組織 管理組織においては、ダムの管理及び水利用等に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等の事項について、受益者間の調整及び意思決定を行うとともに、当該組織の役割と権限等を明らかにしておくものとする。</p> <p>3 . 2 管理体制の整備・確立 ダムの機能維持、管理、操作等を適正に行うため、管理規程及び土地改良法第7条における土地改良事業計画を作成するとともに、管理内容に応じて「ダム管理主任技術者」、「電気主任技術者」等の管理技術者を適切に配置するものとする。</p> | <p>第2章 管理の組織及び体制 2 . 1 管理組織 ダムの管理に当たっては、当該ダムの受益者からなる組織を設け、この組織により水利用の基本方針、費用負担の調整、渇水調整、水利用計画などを決定する。 管理者は、この決定事項を尊重して管理運用を行う。</p> <p>2 . 2 ダム管理体制の整備・確立 ダムの管理に当たっては、管理技術の向上に努めるとともに、ダムの機能・規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p> <p>2 . 3 ダム管理主任技術者 ダム管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。</p> <p>2 . 4 その他の技術者 ダムの規模、管理施設の規模、内容等に応じて、必要な人員を確保し、配置するものとする。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|--|---|---|
| <p>4 気象・水象の観測、解析 ダムの管理を適正に行うため、ダム地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測し、当該ダム流域の気象特性及び流出特性を把握するものとする。</p> | <p>4.1 観測項目と目的 ダムの管理に当たっては、ダム地点及び近傍の気象・水象に係る所要項目について観測を行うとともに、効率的に情報を収集し、利水管理及び洪水時等の管理に活用するものとする。</p> <p>4.2 観測施設の設置と観測 気象・水象の観測に際しては、必要精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p> <p>4.3 流出特性の把握 気象・水象の観測結果に基づき、当該ダム流域の気象特性・流出特性を十分把握するとともに流出予測手法を構築しておくものとする。</p> | <p>第3章 気象・水象の観測・解析</p> <p>3.1 観測の項目と目的 ダムの管理を適正に行うため、ダム地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測するものとする。</p> <p>3.2 観測施設の設置及び観測 気象・水象の観測に際しては、必要精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p> <p>3.3 流出特性の把握 ダム管理に際しては、気象・水象の観測結果に基づき、当該ダム流域の気象特性・流出特性を十分把握しておかなければならない。</p> |
| <p>5 利水管理 ダムの利水管理に当たっては、営農及び気象の状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、貯水管理、取水管理、放流管理及び渇水時の管理を適切に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。</p> | <p>5.1 貯水管理 貯水管理は、受益地に用水を安定的に供給するため、操作規程等に基づき計画的に実施するものとする。このため、ダム貯水量と流入量、受益地の営農状況、下流河川の状況、気象状況等を的確に把握するとともに、かんがい期及び非かんがい期の貯水運用ルールを作成しておくものとする。 なお、貯水状況等は記録に残し、適切な活用を図るものとする。</p> <p>5.2 取水・放流管理 取水管理及び放流管理は、操作規程等に基づくとともに、受益地内の状況、気象・水象等の状況を把握した上で、受益地で必要となる水量を安定的に供給できるよう行うものとする。 また、放流に当たっては、下流河川の流況等に十分配慮しなければならない。</p> <p>5.3 渇水時の管理 渇水時の管理に当たっては、気象状況やダム貯水量等を的確に把握し、貯水運用ルールを踏まえ、水利調整組織及び関係機関と連絡、調整を図りつつ、適正な水利用に努めるものとする。</p> | <p>第4章 利水管理</p> <p>4.1 一般事項 平水時及び渇水時における受益地での用水量を確保するため、適切な貯水管理を行うものとする。</p> <p>4.2 貯水運用ルール ダムの利水管理に当たっては、かんがい期及び非かんがい期の貯水運用ルールを定め、これに基づいて貯水の利用を行うものとする。</p> <p>4.3 データ収集と情報管理 計画的な貯水管理を行うために基本となる水収支データを収集し、活用を図るものとする。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|--|---|--|
| <p>6 洪水時等の管理</p> <p>洪水時等のダムの管理に当たっては、関係法令及びダムの操作規程等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。</p> <p>洪水吐ゲートを有するダムについては、気象・水象状況の把握、流入量・貯水位等の予測を行うことにより放流量を決定し、その放流に当たっては操作規程等に基づき、下流河川水位に急激な変動を生じないよう操作を安全かつ適切に行わなければならない。</p> <p>また、洪水吐ゲートを有しないダムについても、気象・水象状況を把握し、ダムへの流入量及び洪水吐からの越流時刻を予測しなければならない。</p> <p>ダムからの放流又は越流に際しては、下流河川流域の被害を防止するため関係機関への通知等を行うほか、一般住民に周知させるための措置をとらなければならない。</p> | <p>6.1 洪水時等の定義及び管理の体制</p> <p>洪水時等とは洪水時を含め、ダムの操作規程等に定める、洪水が発生する前の段階から洪水が発生し終わった段階までとし、予備警戒時、洪水警戒時、洪水時及び洪水処理時として区分する。</p> <p>洪水時等の管理に当たっては、操作規程等に基づきそれぞれの区分に応じて、管理要員の確保や各種機器の点検・整備等、措置すべき事項を適切に実施しなければならない。</p> <p>6.2 洪水時等における放流と機器の操作</p> <p>(1) 洪水吐ゲートを有するダム</p> <p>洪水吐ゲートを有するダムからの放流については、気象・水象状況を把握し、流入量・貯水位等の予測を行い、放流量等を決定するものとする。放流に当たっては、操作規程等に基づき、下流河川の水位の変動が急激に生じないよう安全かつ確実に操作をしなければならない。</p> <p>(2) 洪水吐ゲートを有しないダム</p> <p>洪水吐ゲートを有しないダムにあっても、操作規程等に基づき、気象・水象状況を把握し、流入量及び洪水吐からの越流時刻を的確に予測しなければならない。</p> <p>6.3 放流の際にとるべき措置</p> <p>洪水時等の放流又は越流に際しては、下流河川の水位変動による危害を防止するために、事前に河川管理者等への通報並びに関係機関への通知を行うほか、一般住民に対してはサイレン、拡声器及び警報車等により周知しなければならない。また、立札等により日常的に周知徹底を図るものとする。</p> <p>6.4 異常時への対応</p> <p>設計洪水量を超える異常洪水時及び管理施設の故障時等については平常時から対応策を講じ、異常時への対応に備えなければならない。</p> | <p>第5章 高水管理</p> <p>5.1 洪水吐ゲートを有するダム</p> <p>5.1.1 一般事項</p> <p>洪水時等におけるダムの管理は、ダム操作規程に基づき実施するものとし、気象・水象状況の把握に努めるとともに、ダムへの流入量・貯水位等の予測を行いつつ、この予測結果を活用して放流決定を行わなければならない。</p> <p>5.1.2 ダムの操作規程</p> <p>ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、河川法に基づきダムの操作規程を定めて管理しなければならない。</p> <p>5.1.3 流水の貯留の最高限度</p> <p>貯水池における流水の貯留は、洪水時に一時的に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてはならない。</p> <p>5.1.4 放流量の増加方法</p> <p>ダムからの放流は、下流水位に急激な変動を生じないようにしなければならない。</p> <p>5.1.5 放流管バルブ及び洪水吐ゲート操作</p> <p>ダムからの放流は、放流管バルブ及び洪水吐ゲートにより行い、操作に当たっては安全性に十分注意を払う必要がある。</p> <p>5.1.6 放流の際の関係機関に対する通知</p> <p>ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合は、当該ダムの操作規定に基づき、関係機関に通知しなければならない。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|------------|-----------------|---|
| | | <p>5.1.7 放流の際の一般に周知させるための措置 ダムを操作することによって、流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合は、危害防止のため一般に周知させる措置をとらなければならない。</p> <p>5.1.8 予備警戒時の措置 予備警戒時には、ダム及び貯水池を適切に管理するため、要員の確保、気象・水象情報の収集、河川管理者等への通報、管理のために必要な機器類及び資材の点検・整備、流入量の予測並びにダム操作に関する記録等の措置をとらなければならない。</p> <p>5.1.9 洪水警戒時の措置 洪水警戒時には、気象・水象状況の情報収集に努めるとともに、流入量予測を行い、その予測結果を活用して、ダム放流に対処しなければならない。</p> <p>5.1.10 洪水時の措置 放流計画に基づくダムからの放流は、安全な放流に努めるとともに、関係機関への通報及び一般への周知の徹底を図る等、下流域に対し十分配慮して操作に関する記録の作成等を行わなければならない。</p> <p>5.1.11 洪水処理時の措置 洪水処理時には、気象・水象状況を十分検討し、ダム貯水位の調整に努めなければならない。</p> <p>5.2 洪水吐ゲートを有しないダム 洪水時等におけるダムの管理は、必要に応じ、気象・水象状況の把握に努めるとともに、下流河川等に対し適切な処置を講ずるものとする。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|---|--|---|
| <p>7 堤体等の安全管理 ダムの堤体及び基礎地盤等の安全を確保するため、ダムの管理の期間の区分及びダムの設計施工条件に応じて、計測、点検等を適切に実施しなければならない。</p> | <p>7 . 1 管理の期間の区分 ダムの管理の期間の区分は、湛水開始から満水以後所要時間を経過するまでを第一期とし、第一期以後ダムの挙動が安定するまでを第二期、第二期経過以降を第三期とする。</p> <p>7 . 2 第一期管理（試験湛水） <u>試験湛水に関する記録及び関連資料について、第二期以降の管理に資するため、実施した事業主体から確実に引き継ぎを受けなければならない。</u></p> <p>7 . 3 第二期、第三期（通常時）の安全管理 通常時の安全管理は、操作規程等に基づき計測及び点検項目について確実に実施し、記録、保存等しなければならない。</p> <p>7 . 4 堤体等の安全性の確認 計測結果は、速やかに整理、分析し、既往の計測記録及び設計条件と比較して、堤体等の安全性を判定するものとする。</p> <p>7 . 5 臨時の計測、点検、監視 <u>一定規模以上の地震、洪水又は大雨が発生した場合、あるいはダムの安全管理上必要と認められる場合は、ダムの挙動及び状態を監視するために必要な臨時の計測、点検、監視を行うものとする。</u></p> <p>7 . 6 応急措置 計測、点検、監視の結果、ダムの安全管理上、必要と認められた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保しなければならない。</p> <p>7 . 7 補修 計測、点検、監視の結果、補修が必要と認められた場合は、速やかにこれを実施してダムの安全を確保し、その機能を維持するようにしなければならない。</p> | <p>第6章 ダム、貯水池等の管理</p> <p>6 . 1 一般事項 ダム、貯水池等の機能及び安全を確保するため、適正な管理を行わなければならぬ。</p> <p>6 . 2 ダムの維持管理</p> <p>6.2.1 管理の区分 管理は計測、点検及び精密調査並びに補修その他の措置に区分する。</p> <p>6.2.2 管理の期間の区分 管理の期間の区分は、ダムの在置期間に応じて定めるものとする。</p> <p>6.2.3 計測 ダムの挙動及び状態を監視するために必要な計測を行うものとする。</p> <p>6.2.4 計測結果の判定 計測結果は、速やかに整理、分析し、既往の計測記録及び設計条件と比較して、ダムの安全性を判定するものとする。</p> <p>6.2.5 点検 堤体及び放流設備の状態を監視するために必要な点検を行うものとする。</p> <p>6.2.6 精密調査 計測又は点検の結果、さらに詳細な調査を必要とする場合は、精密調査を行い、対処すべき措置を定めるものとする。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|------------|-----------------|---|
| | | <p>6 . 3 補修その他の措置</p> <p>6.3.1 応急措置 計測，点検あるいは精密調査の結果，ダムの安全管理上，必要があると認めた場合は，応急措置を行い，ダムの安全を確保しなければならない。</p> <p>6.3.2 補修 精密調査の結果，補修が必要と認められる場合は，速やかにこれを実施してダムの安全を確保し，その機能を保持するようにしなければならない。 精密調査の必要が認められない場合でも，点検により発見された損傷は，その程度によって必要な補修を行い，ダムを常に良好な状態に保たなければならない。</p> <p>6.3.3 資機材 補修，点検等を行うに当たっては，点検用，防災用，救護用等の資機材を備えなければならない。</p> <p>6 . 5 観測データの利用</p> <p>6.5.1 管理のための基礎資料 ダムの計画，調査，設計及び施工に関する資料のうち，ダム管理に必要なものは，これを整理し保管するものとする。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|---|---|--|
| <p>8 機能の保全 ダムの機能を長期にわたって維持保全するため、貯水池及びその周辺における計測、監視等を適切に行うとともに、貯水池の湖岸の維持、水質の保全及び貯水池容量の確保に努めるものとする。</p> | <p>8 . 1 貯水池の湖岸の維持 貯水池の使用に伴い、地すべりや土砂崩壊等が予測される湖岸については、計測、監視等必要な措置を講じ湖岸の維持に努めなければならない。 また、湖岸全体を日常的に監視するものとする。</p> <p>8 . 2 水質の保全 <u>貯水池の水質は、利水目的に応じて環境基本法第16条に基づく「水質汚濁に係る環境基準」等を満足できるように努めなければならない。そのため、管理者はダム流域の環境の変化の監視、定期的に貯留水の水質調査を行うとともに、水質問題が発生するおそれがある時には、貯水池の立地条件を踏まえた水質予測と必要に応じた予防措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>8 . 3 貯水容量の確保 貯水容量の確保に当たっては、堆砂状況を把握する必要があり、操作規程等に基づき堆砂量、堆砂の分布状況等について定期的に調査を実施するものとする。 <u>調査の結果、堆砂が及ぼす利水等への影響度合等を踏まえ、適切な堆砂対策を講じるよう努めるものとする。</u> なお、流域の状況に応じて背砂についても定期的に観測することが望ましい。</p> <p>8 . 4 環境との調和への配慮 <u>ダム機能の維持保全は、周辺の景観等環境との調和に配慮しつつ実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>8 . 5 道路の管理 <u>ダムの管理用道路及び貯水池周回道路は、ダムの管理に支障をきたさないよう適切な管理に努めなければならない。</u></p> <p>8 . 6 冬期の管理 <u>積雪の多い場所及び寒冷な場所に築造されたダムの管理は、冬期間において管理設備等に障害が出ないよう努めなければならない。</u></p> | <p>6 . 4 貯水池周辺の監視 6.4.1 流域監視 ダム流域の環境の変化による流況の変化、水質汚濁、土砂流入、伐採による大量の浮塵の発生等によるダム機能の障害防止及び安全管理のため流域の監視を行うものとする。</p> <p>6.4.2 貯水池の堆砂 貯水池の堆砂状況を把握するため、定期的に堆砂状況の調査を行うものとする。</p> <p>6.4.3 周辺地山の地すべり 貯水池使用に伴い、地すべりや土砂崩壊等予想される地山の不安定な箇所については、継続的な監視を行うものとする。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|--|---|---|
| <p>9 構造物の維持補修 <u>ダムの機能を維持するため、構造物の点検、補修等を実施し、構造物の機能の維持に努めなければならない。</u></p> | <p>8 . 7 人身に対する安全管理 <u>ダム及び貯水池とその周辺には、管理要員及び周辺住民等の安全を図るため、安全管理施設の設置保全等を実施し、事故の防止に努めるものとする。</u></p> <p>9 . 1 構造物の点検 構造物は、使用した材料及びその特性に配慮して、巡視、点検を計画的に行わなければならない。</p> <p>9 . 2 構造物の機能の維持 構造物の点検の結果、劣化やダムの機能に影響を与えるような状況が見られる場合には、適切に補修、補強を実施し機能を維持しなければならない。</p> | |
| <p>10 設備機器の点検、整備、補修 設備機器の正常な機能を維持するため、点検、整備、補修等を計画的に実施して、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p> | <p>10 . 1 設備機器の点検、整備 放流設備、操作管理設備などの点検、整備は、各設備機器の機能と特性を踏まえ、操作時、日常、定期、臨時に区分して、点検項目と周期を定めて実施するものとする。 また、設備機器の完成図書及び取扱説明書を常に整備保管しておくとともに、付属品、予備品についてもこれを保管し、必要時に補充しておくものとする。 さらに、設備機器の点検、整備等の結果を記録したデータは、適正な管理のために活用できるよう整理し、保存するものとする。</p> <p>10 . 2 設備機器の補修、更新 設備機器の補修は、設備の機能を維持、回復させるため適切な周期で計画的に実施しなければならない。 また、故障及び自然災害等により突発的に発生した障害の場合は速やかに補修を行うものとする。 設備機器の更新については、中、長期計画に基づき検討を行い、計画的に実施するものとする。</p> | <p>第7章 設備機器の管理</p> <p>7 . 1 一般事項 設備機器は、設備の正常な運用を維持するために、点検、整備、修繕等を計画的に実施しなければならない。</p> <p>7 . 2 観測設備 観測設備は、観測データが正常に継続して得られるように管理しなければならない。</p> <p>7 . 3 機械設備 機械設備は、操作時、定時、月例、定期、臨時等において点検を行い管理しなければならない。</p> <p>7 . 4 電気通信設備 電気通信設備は、各機器が常時正常な作動ができるように管理しなければならない。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|---|--|---|
| <p>1.1 管理の記録 ダムの管理に当たって実施される計測の結果並びに点検、整備、補修、その他の措置等の経過及び結果は、これを記録し、整理、保存するものとする。</p> | <p>1.1.1 管理の記録 ダムの管理においては、その安全を確認するため堤体や基礎地盤の挙動及び状態の監視、点検や日常において適正な管理データを得るための諸観測が行われている。これら堤体及び関連する構造物、基礎地盤、貯水池周辺地山の挙動等に関する計測及び点検結果や補修その他の措置等の結果、日常における諸観測の結果等は、記録し、整理するものとする。</p> <p>1.1.2 管理の記録の保存と活用及び報告 ダムの管理の記録は、適正な管理のため電子化等により活用しやすいように整理しておくとともに、ダムの管理に関する操作規程等に基づき、関係機関に対して適時報告を行うものとする。</p> | <p>6.5.2 管理の記録 計測及び点検の結果並びに精密調査、補修その他の措置の経過及び結果は、これを記録し保管するものとする。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|--|---|--|
| <p>12 土地改良財産の管理 土地改良財産の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則、通知等に定めるところによらなければならぬ。</p> | <p>12.1 土地改良財産の管理受託のための準備 土地改良財産（以下「財産」という。）の予定管理者は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、法令上必要な手続きを進めなければならない。 その際、受託後の管理が適正かつ円滑に行われるよう所要人員の確保と研修に努めるほか、管理体制の整備を図らなければならない。</p> <p>12.2 管理委託協定 予定管理者は、財産の管理を受託するに当たり、土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）に基づき、国と管理委託協定を締結しなければならない。</p> <p>12.3 管理費予算の作成 管理受託者は、管理受託した財産の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理ができるることを目標としなければならない。 その際、管理受託者は、管理費に充当するための組合員に対する賦課金が年度により著しく増嵩することのないよう配慮し、中・長期計画のもとに管理費予算を作成するよう努めるものとする。</p> <p>12.4 財産の他目的使用 管理受託者は、管理受託した財産を他目的に使用し、又は収益させようとする場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、財産を総合的に利用せざることが関係農家の利益に合致する場合に限り行うことができる。 なお、財産の他目的使用の場合の使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行うものとする。</p> | <p>第 8 章 貢産の管理 8.1 土地改良財産の管理の根拠法令 本章にいう財産の管理とは、「土地改良財産」の管理をいう。 土地改良財産は国有財産であり、その管理については国有財産法、土地改良法並びにこれら法律に基づく政令、省令、規則及び通達等に定めるところによらねばならない。</p> <p>8.2 土地改良区における土地改良財産の管理委託の準備 8.2.1 土地改良区が管理受託のためにとるべき法令上の手続 ダム等の予定管理者である土地改良区は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ下記の法令上の手續を進めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良法第 7 条第 1 項又は第 48 条第 1 項の規定による管理受託施設の維持管理事業計画の作成又は変更 2. 土地改良区の定款及び規約の整備 3. 土地改良法第 57 条の 2 の規定によるダム等の管理規程の作成又は変更 4. 河川法第 47 条第 1 項の規定によるダム操作規程の作成又は変更及び同法第 50 条第 1 項の規定による管理主任技術者の選任と河川管理者への届出 5. 電気事業法第 52 条の規定による保安規定の作成又は変更 <p>同法第 72 条の規定による主任技術者の選任と通商産業局長への届出</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|------------|---|---|
| | <p>12.5 財産の共有持分付与 管理受託者の受託管理する財産について発電、水道等公共目的の利水に使用するため、国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとするときは、あらかじめ、管理受託者は、国、都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関し意見の調整をしなければならない。</p> <p>管理受託者が受託管理する財産の施設について共有持分付与が行われるときは、管理受託者は、当該施設の維持管理事業計画及び管理規程の変更手続きをとるものとする。</p> <p>また、管理受託者は国からの協議を受けて管理委託協定の変更手続きをとるものとする。</p> <p>管理受託者が共有施設の管理を行うに当たっては、国、共有持分権者及び管理受託者の三者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。</p> <p>12.6 財産の改築、追加工事等 管理受託者は、改築、追加工事等について、当該工事を行おうとする者から申し出を受けた場合は、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>12.7 管理台帳の具備 <u>管理受託者は、受託に係る財産について、その内容を記載した管理台帳を備えておかなければならぬ。</u></p> | <p>8.2.2 土地改良区における管理受託体制の整備 ダム等の予定管理者である土地改良区は、管理受託後の管理が適切かつ円滑に行われるよう所要人員の確保と研修に努めるほか、管理体制の整備を図らねばならない。</p> <p>8.3 土地改良財産の管理委託協定 土地改良区が土地改良財産であるダム等の管理を受託するには、部局長との間で管理委託協定を締結しなければならない。 土地改良区は、この協定に定める財産移管の日から当該土地改良財産について管理を開始することとなる。</p> <p>8.4 管理受託者の遵守義務 受託管理者である土地改良区は、管理委託協定書第3条から第6条までに定める管理受託者の「遵守義務」を遵守しなければならない。</p> <p>8.5 管理費予算の作成</p> <p>8.5.1 管理費予算の作成 土地改良区は、管理受託したダム等の施設の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理ができるることを目標としなければならない。 また、管理費に充当するための土地改良区の組合員に対する賦課金が年度により著しく増嵩することのないよう配慮し、中・長期計画のもとに管理費予算を作成することが望ましい。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|------------|-----------------|---|
| | | <p>8.5.2 地区除外に際しての管理費賦課金の決済 土地改良区が受託管理するダム等の受益地区内で農地転用等によりダム等の利益を受けない土地が生じたときは、土地改良区は「地区除外等処理規程」に基づいて当該土地を地区から除外しなければならないが、その際、今後の管理の適正を確保するため当該土地に対して翌年度以降賦課する予定であった管理費賦課金相当額を決済金として徴収することができる。</p> <p>8.6 土地改良財産の他目的使用</p> <p>8.6.1 他目的使用の承認申請 土地改良区が受託管理するダム等を他目的に使用し、又は使用させようとするときは農林水産大臣の承認を受けなければならない。 この承認申請は、他目的使用がダム等の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、関係耕作者の利益に合致する限り、行うことができる。</p> <p>8.6.2 発電、水道事業等に使用させる場合の使用料算定基準 ダム等の施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合における他目的使用料の算定及び徴収については、基本通達の定めるところにより適正な処理を行う必要がある。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|------------|-----------------|--|
| | | <p>8.6.3 電柱，水道管，ガス管等を設置させる場合の使用料算定基準 ダム等の施設に電柱，水道管，ガス管その他の工作物を設置させる場合における使用料の算定及び徴収については，基本通達の定めるところにより適正な処理を行う必要がある。</p> <p>8.7 土地改良財産に対する共有持分付与</p> <p>8.7.1 土地改良財産の共有持分付与に関する意見調整 土地改良区の受託管理するダム等について発電，水道事業等公共目的の利水に使用するため，国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとするときは，あらかじめ土地改良区は，国，都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関し意見の調整をしなければならない。</p> <p>8.7.2 共有持分付与に伴う維持管理計画等の変更 土地改良区が受託管理するダム等の施設について共有持分付与が行われるときは，土地改良区は，当該施設の維持管理計画及び管理規程の変更手続きをとる必要がある。 また，土地改良区は国からの協議を受け，管理委託協定の変更手続きをとる必要がある。</p> <p>8.7.3 共同管理協定 土地改良区が共有持分施設の管理を行うに当たっては，国，共有持分権者及び土地改良区の三者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。</p> |

| 基準（事務次官通知） | 基準の運用（農村振興局長通知） | 現 行 |
|------------|-----------------|---|
| | | <p>8.7.4 土地改良財産共有対価交付金 共有持分対価が確定し、国から都道府県あて共有対価交付金の額の通知があったときは、土地改良区は、当該都道府県に対して土地改良財産共有対価交付金の交付を請求することができる。</p> <p>ただし、交付金は、土地改良財産共有対価交付金要綱（昭和48年3月19日付け48構改B第931号農林水産事務次官依命通達）第7条に定める使途に充てなければならない。</p> |